

Aichi Startup Battle参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます）は、愛知県（以下、「主催者」といいます）が主催し、株式会社ツクリエ（以下、「ツクリエ」といいます）が運営支援する以下に定めるプログラム（以下、「本プログラム」といいます）へ応募および参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。本プログラムに応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。

本規約をよく読んだうえで必要事項を記入のうえ、申し込みフォームよりお申込みください。

<対象となる本プログラム>

- ・本プログラム名：Aichi Startup Battle
- ・開催日：2024年10月～2025年2月
- ・主催者：愛知県
- ・運営事務局：株式会社ツクリエ

1. 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

- (1)「参加者」とは、本規約に同意して本プログラムへの参加を申し込み、主催者が参加を認めた企業または個人をいいます。
- (2)「提案」とは、参加者が本プログラムの目的を満たすために考案・作成して提出した一切の提出物（媒体を問わず、文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません）をいい、事前提出するものとプログラム当日に提出するものとを問いません。
- (3)「参加者の権利」とは、参加者が本プログラムに参加する以前から保有していた著作権（著作権法第 27 条および第 28 条所定の権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、ノウハウ等その他一切の権利（以下、「知的財産権等」といいます）をいいます。

2. 本プログラムの目的

- (1) 本プログラムは、起業家の裾野を拡大し、地域のモデルとなるような次世代を担う起業家の創出を図るため、創業初期もしくは2024年内に起業を行う者を対象に、ワークショップの開催やメンタリングを通じてビジネスモデルのブラッシュアップやビジネスプランコンテストを開催することで、起業の知見・資金両面をサポートし事業成長を促進することを目的としています。
- (2) 主催者および運営事務局は、本プログラムの受付終了後、提案書類に基づき、評価・選定を行います。なお、評価・選定に関する判断の理由および個別の採否に関するお問い合わせには一切対応しないものとします。

3. 提案に含まれる知的財産権等について

提案に含まれる知的財産権等については、以下に定めるとおりとします。

- (1) 提案に含まれる参加者の権利は、参加者に留保されるものとします。
- (2) 参加者は、提案の中に参加者の権利を含める場合は、主催者および運営事務局の利用または実施を可能とするために十分な許諾を行うものとします。

- (3) 参加者は、提案の中に参加者以外の第三者に帰属する知的財産権等を含める場合には、主催者等の利用または実施を可能とするために十分な権利処理を行うものとします。
- (4) 参加者は、提案の中に自己が利用する権原を有しない第三者の知的財産権等および営業秘密を含めることはできません。
- (5) 本プログラムにおいて新たに生じた知的財産権等（主催者等と参加者が共同で成した知的財産権等を含みます。）の帰属については、主催者および参加者において協議するものとします。なお、当該知的財産権等を提案に含める場合、本項(2)に準じて取り扱うものとします。
- (6) 本項 (1)にかかわらず、参加者は主催者および運営事務局の事前の承諾なしに主催者および運営事務局の提供した素材、商標および商号が含まれる状態で提案を第三者に開示（インターネット上での開示を含みます）してはなりません。
- (7) 参加者は、提案の中に、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わいせつなもの、違法行為や反社会的行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等もしくはその他の権利を侵害するものまたは公序良俗に反するものを含めてはなりません。

4. 提案の事業化について

- (1) 参加者は、本プログラムにおいてメンターや運営事務局などと共に事業化を行う場合、提案の事業化に必要な使用許諾、実施許諾、実証実験および開発に関する契約を別途締結するものとします。
- (2) ツクリエが提案の事業化推進のために事業化検討に関するコンサルティングを実施する場合であっても、ツクリエが事業化のための実証実験または開発の主体となるものではありません。
- (3)本プログラムの参加により、提出いただいた全ての提案の事業化の実現が保証されるものではありません。

5. 賞金の受け取り条件

ビジネスプランコンテストにて受賞した3者は、原則Station Aiへの入居を前提として受け取ることができます。なお、すでに入居済みの受賞者も受け取ることができます。

Station Aiへの入居をされない場合は賞金が半額となることを事前に了承の上、参加するものとみなします。ただし主催者と協議の上、やむを得ない事情があると判断された場合は、Station Ai への入居条件を免除される場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。

6. 広報等の利用

主催者等は、提案の概要や本プログラムに関する取り組みの様子（記録写真等を含みます）を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト（SNS を含みます）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。ただし、宣伝販促物を構成する写真等について権利を有する参加者から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該参加者と協議するものとします。

7. 個人情報の取り扱い

本プログラムにおいては、個人情報を以下の目的の範囲内で取得・利用いたします。

- ・本プログラムの準備および運営
- ・株式会社ツクリエのサービスまたは商品のご案内

なお収集した情報は、主催である愛知県と委託先である企業の間で、共有する場合があります。

ます。上記に該当する場合は、法令及び「情報セキュリティに関する特約条項」(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/339916.pdf>)に基づいて、適切な管理を行います。

8. 規則・指示等の遵守

参加者は、本プログラムが行われる施設（以下、「本施設」といいます）の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者、主催者等の規則・指示等に従うこととします。参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

9. 責任

(1) 主催者および運営事務局の故意または重過失により、参加者が損害を被った場合、当該有責当事者が当該参加者に対し、当該損害（直接かつ通常の損害に限定され、逸失利益および弁護士費用を含みません）を賠償するものとし、なお、主催者および運営事務局は本項に定める以外の責任を負わないものとし、

(2) 参加者が、本プログラムの参加に際し、主催者および運営事務局または他の参加者に損害を与えた場合、当該参加者はその損害を賠償するものとし、また、参加者が本規約に違反したことにより第三者との間で生じたクレーム・紛争については、当該参加者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、主催者等は、一切の責任を負わないものとし、

10. 反社会的勢力排除

参加者は、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っておらず、将来的にも行わないことを表明し、保証します。

11. 規約違反

参加者が、本規約の定め違反したと主催者が判断した場合、主催者は、当該参加者に対し、本プログラム参加の拒否または取消しを行うことができるものとし、

12. 本プログラムの中止

主催者は、天災その他の原因で、本プログラムの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なしに本プログラムを中止、中断又は修正（内容変更を含みます。）することができるものとし、

13. 誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、各当事者間で誠意をもって協議し解決するものとし、

14. 準拠法・管轄裁判所

(1) 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、

(2) 本規約について生じたすべての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。